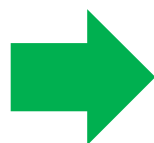


危険行為を繰り返した 自転車運転者に安全講習の 受講が義務化されます

平成27年6月1日施行

信号無視、一時不停止など
特定の危険行為をして、3年
以内に2回以上検挙(交通
切符、交通事故)された自転
車運転者



公安委員会が
「自転車運転者講習」
の受講を命令

【講習概要】

- 講習時間～3時間
- 講習手数料～6,000円
- 内容
 - ・小テスト、感想文
 - ・事件事例紹介、映像による疑似体験
 - ・危険予測学習、討議 など

5万円以下の罰金



受講命令を受けてから
指定された3か月以内に
受講しなかった

～ 危険行為(14類型) ～

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| ①信号無視(道交法第7条) | ⑧交差点優先車妨害等(道交法第37条) |
| ②通行禁止違反(同法第8条第1項) | ⑨環状交差点安全進行義務違反等
(同法第37条の2) |
| ③歩行者用道路における車両の
義務違反(同法第9条) | ⑩指定場所一時不停止等(同法第43条) |
| ④通行区分違反
(同法第17条第1項、第4項、第6項) | ⑪歩道通行時の通行方法違反
(同法第63条の4第2項) |
| ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
(同法第17条の2第2項) | ⑫制動装置不備の自転車運転
(同法第63条の9第1項) |
| ⑥遮断踏切立入り(同法第33条2項) | ⑬酒酔い運転(同法第65条第1項) |
| ⑦交差点安全進行義務違反(同法第36条) | ⑭安全運転義務違反(同法第70条) |